

令和7年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（ 15 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	今 野 和 彦	次	長 加 藤 潤
班 長 兼 副 主 幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市 民 福 祉 部 長	佐々木 修
農 林 水 産 部 長	阿 部 光 弥	建 設 部 長	原 田 浩 一
商 工 観 光 部 長	池 田 智 成	教 育 次 長	佐 藤 喜 仁
消 防 長 兼 消 防 署 長	須 田 勇 喜	会 計 管 理 者	齋 藤 稔
総 務 課 長	齋 藤 邦	総 合 政 策 課 長	高 橋 寿
財 政 課 長	齋 藤 真 紀		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和7年3月19日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

- 第2 議案第19号 にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第20号 にかほ市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について
- 第4 議案第21号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例及びにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第22号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第23号 にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第24号 にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第8 議案第25号 にかほ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第9 議案第26号 にかほ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第10 議案第27号 にかほ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第11 議案第28号 にかほ市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第12 議案第29号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第30号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第31号 にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の変更について
- 第15 議案第32号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について
- 第16 議案第33号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第17 議案第34号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第18 議案第35号 令和7年度にかほ市一般会計予算について
- 第19 議案第36号 令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第20 議案第37号 令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第21 議案第38号 令和7年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第22 議案第39号 令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算について
- 第23 議案第40号 令和7年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第24 議案第41号 令和7年度にかほ市下水道事業会計予算について
- 第25 議案第42号 令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第26 請願第1号 黒瀬川（俗称）の水路復旧と維持管理についての請願

第27 陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情書

第28 継続審査について

陳情第3号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書

第29 議提第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

第30 議提第2号 にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

第31 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立
します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおり
です。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	齋藤進
9 番	佐々木平嗣	10 番	小川正文
11 番	佐々木孝二	12 番	佐藤直哉
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	森鉄也	16 番	伊藤竹文

欠席委員（0名）

議会事務局職員

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀		

.....

午前10時01分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を行います。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務小委員長。

【総務小委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務小委員長（佐々木孝二君） 改めまして、おはようございます。

去る3月10日、当小委員会に付託されました事件について、全ての審査が終了しましたのでご報告いたします。

議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について、議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算について、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての当小委員会所管に関する事項は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容をご報告いたします。

議会事務局、税務課につきましては、特に質疑はございませんでした。

総務課関係です。

公共施設等総合管理基金積立金に関して、公共施設の削減目標が30%減ということも加味していくのかとの質疑に対し、現行計画で立てている削減目標が令和9年度以降の10年間そのままいくとは限らないし、間違いなく見直しが必要な部分だと思っております。財政見通しもどんどん変わってきている、人口減少も進んできているなど、様々な状況が変わっていますので、当然そういったことと積立金の考え方は無関係ではいられない、当然リンクしていくものと考えていただいてよろしいかと思いますとの答弁でございました。

消防本部に関しましてです。

非常備消防費200万円の減額についての質疑があり、当初予算において消防団員の定数460名分で報酬、旅費等を計上していたが、実数の420名分の支払いしかなかったため減額であります。団員の減少が続いている中、今後、定数と実数の差が開くようであれば、見直しもしていかなければならないとのことです。

財政課関係です。

一般寄附金のうち財政課所管分に関しては、令和6年7月の大雨災害に対して、個人、法人、松島町から総額808万、ご寄附をいただいております。なお、本来、災害関係の寄附は、防災課所管となりますが、災害対応期においては財政課で事務を行ったものです。

総合政策課関連です。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金435万円の減額と雑入への科目変更されたことについて委員より質疑があり、答弁では、補助金を申請する段階で環境省からの補助金、事業だと認識し、環境省から補助金が直接入るものと考えており、補助金なので総務費補助金の項目に計上していましたが、実際には環境省から委託を受けて計画作りの策定を支援している一般社団法人地域循環共生社会連携協会へ交付申請をして、そちらから交付決定を受けて補助金として交付されるということで、環境省からの直接的な補助金ではなく、経由されることで雑入の予算に科目変更したということでございます。

防災課関連です。

委員からは、本年度申請のなかった木造住宅耐震診断補助金5万円、耐震改修補助金66万円の減額に対して、これまでの実績や改修実績の少ないことに対する質疑があり、平成21年度からの耐震診断の件数は15件となっており、そこから設計が2件、改修が2件となっております。診断後の耐震工事に係る工事費がハードルとなっているのではないかと答弁でございました。

続きまして、議案第35号です。

議会事務局関係です。

報酬及び職員の手当等の減額に関する質疑があり、会計年度任用職員の更新を令和7年度から行わないこととし、人員が必要な際には他の所管課の会計年度任用職員の方にローテーション的な形で勤務していただくことを想定しているとのことでした。

総務課関係です。

委託料のうち、eスポーツ関連事業が総務課の所管になっていることについての質疑があり、eスポーツのイベントや普及事業等に関しては、DX推進事業の一環として位置付けられているところであり、今現在、総務課広報デジタル推進班がDX推進を担っており、eスポーツに関しては子ども向けのイベント等をこれまでも行ってきた中でデジタル人材の育成に取り組んでいます。普及のスタート部分をDX推進の旗振り役たる総務課の広報デジタル推進班が始めたというところから、今現在、総務課が担っているという状況でございます。DXにしるeスポーツにしる、それが目的ではなく、ツールであったり手段であったりということになりますから、生涯学習や高齢者福祉などに広く活用され、DXの推進の枠を超えて広がっていくことを今後期待しておりますし、そうなった場合の所管等に関しては、今後検討していかなければならないと考えておりますとの答弁でございました。

職員の採用に関する質疑に対しては、SPIの導入、受験日程の早期化、昨年から行っている大学生向けのインターンシップの実施などを行い、今後も幾つかの方策を組み合わせることを検討し、人材の確保を行っていききたいとの答弁でした。

消防本部に関して委員からの質疑では、出務報酬774万円について、昨年の豪雨災害のような突発的な災害に対応するものかとの質問に、災害1回当たり2,500円、団員1人が2回出動した金額の約200万円を追加した計算になっているとの答弁でした。

また、メンタルヘルス研修とハラスメント研修に関しては、全職員を対象にメンタルヘルス研修を年間3講義各2回、ハラスメント研修は年1回実施し、いずれの研修でもアンケートを実施し、

次回以降の研修に反映させているとの回答でした。

財政課関連です。

老朽化公共施設解体事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき、令和7年度は6施設について解体工事実施計画委託料を計上しています。上郷生活改善センターと老人憩の家けやきについては、令和7年度の補正において解体に係る工事請負費等を計上予定で、象潟構造改善センターと渡り廊下、旧釜ヶ台小・中学校体育館、旧象潟防災倉庫の4施設については、令和8年度当初予算に解体に係る工事請負費等を計上予定とのことです。

また、運転管理費、前年度比414万2,000円の減の主な要因は、市有バスの民間包括委託を個人委託に切り替えることによるもので、民間包括委託料に含まれていたタイヤを含む消耗品費、燃料費、車検・点検費用、保険料などについては、それぞれ節に増額計上されています。

総合政策課関連です。

住宅管理費に上がっております若者支援住宅整備事業について、委員より説明を求める質疑があり、開業準備の委託料として200万円、造成工事費として建物本体の設計・工事の事業費として、合わせて7億6,736万円を計上しています。

建物本体の業務については、維持管理運営費と開業準備、設計と施工を一体的に発注する設計施工一括発注方式とし、事業者選定方式を技術評価と価格評価による合計評価点により選定する総合評価落札方式一般競争入札契約とし、6月定例会での契約議案の提出に向けて入札手続を進めているとのことでした。

若者100人会議が若者円卓会議と名称が変更になり、会議、部会活動の報償として253万円を計上していることについての質疑に対しては、円卓会議のようにみんなが向き合えるように変更し、目的としては、若い人たちから市政などに関心を高めてもらい、次世代を育てていくことです。また、人口減少社会の課題の中で住民コミュニティの新たな形づくり、住民組織の代表者を育て、社会実験の場として課題解決の案を出してもらうためでもあり、また新たに補助金を交付するのではなく、既存予算の見直しや、やり方を変える形で進めています。イベント部会などは、市の予算ではなく、県などの補助金も獲得しながら進める予定ですよとの回答でした。

防災課関連です。

避難所等のソーラー街灯修繕工事費250万円に関連して、市内に設置されているソーラー街灯は89か所とのことでした。

備蓄保存食に関する質疑では、備蓄数は県で定める計画であり、人口比があって、なおかつ避難者本人たちが備蓄する量というものを想定した上で、県と市で足りない部分を補うという計算をし、その前提で3日分というのを試算して、この最低限の備蓄の量に沿って購入しているものでありますとのことであります。今予算は、期限切れになるものを補充するものであるとのことでした。

また、防災士育成事業に関する質問では、県の事業として、これまで4名、令和6年度2名、市補助事業として2名の方が資格を取得しており、計画の目的は、地区ごとの防災力向上、防災対策についてリーダーとして活躍していただくこととしておりますという答弁です。

税務課関連です。

e L T A Xシステム改修委託料について、e L T A Xシステム自体は既に導入されているシステムですが、予定としては令和7年12月以降に個人住民税の電子申告が対応できる機能を盛り込む改修を行うものです。その他、納税通知書の電子化は令和9年4月開始を予定しており、この件も含めて既存のサービスの電子化を進めながら機能の拡充を進めていくことを目的としているとのことでした。また、システム導入費として新規・機能拡充が多く計上されている点については、国の方針として全国的に共通で導入、改修を進めているシステムもあり、効率性については職員が担う業務の効率性確保、納税者にとって納付方法の拡充及び利便性向上を目的としており、これらを前提としたシステムを更新、改修を進めていきますとのことでした。

続きまして、議案第42号です。

総務課に関しては質疑は特にございませんでした。

消防本部に関しては、消防庁舎省エネルギー化改修工事実施設計及び工事管理費の3億2,000万円について、委員より、本来であれば当初予算に上げるべき金額ではないのかとの質問には、令和6年7月上旬に冷温水発生機が故障し、庁舎内の冷暖房が機能しなくなってから可能性調査から算出される概算費用が明らかになる時期が当初予算の要求時期とずれてしまったためとの答弁です。

また、消防庁舎として、更にZ E B化を図るような工事等の考えはあるのかの質疑には、考えられるとすれば、太陽光発電や蓄電池設備等の設備はあると思うが、規模や費用の兼ね合いもあるので、今のところは考えていないとの回答です。

財政課関連です。

地方債補正のうち、金浦海洋センター建て替え事業は、工事請負費及び工事に係る委託料からB & G財団助成金5,000万円を控除した1億3,000万円の事業費に対して、充当率95%の合併特例債が活用され、合併特例債の活用率は85.33%、活用総額は109億3,210万円、活用残額は18億8,000万円となる予定について、委員より、令和7年度中に合併特例債を充てる事業の予定はあるのかの質疑には、今時点では計上しているものが全てであるとの回答でした。

以上で当委員会に付案されました事件の審査の内容について報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤進君） 一般会計予算特別教育民生小委員会審査報告書。

令和7年3月10日付託の下記事件につき、審査が終了しますので報告いたします。

議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の所管に関する事項について、議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算、所管に関する事項について、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）、所管に関する事項について、3議案とも、いずれも全員の賛成

で可決と決しております。

それでは、各議案の審査内容の主なものについて報告します。

初めに、議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について。

学校教育課関係です。

各大会派遣費補助金及び修学旅行費補助金154万円の減額についてですが、各種大会については、東北大会、また、全国大会出場も想定した予算計上としていましたが、県大会にとどまった学校が多かったこと、また、修学旅行については準要保護児童・生徒への補助については、準要保護費から支給されるなどの理由で減額計上をしているという答弁でした。

続いて、フェライト子ども科学館関係ですが、特にありませんでした。

白瀬南極探検隊記念館関係については、歳入が伸びている理由としては、オーロラドームの映像のリニューアルとコロナ明けによって入場者が増えているからという答弁でした。

福祉課関係です。

灯油購入費緊急助成金及び障害者支援施設等物価高騰対策事業に関して、にかほ市の障害者施設はどのような施設で何施設があるのかという質問に関して、入所施設は金浦療護園、通所施設では鳥海フォス、ほっこり茸の里など4施設、相談支援事業所では、みずばしょう、金浦養護園など4か所、グループホームでは「のどか」が2か所、ほか2か所などとなっているという答えでした。

健康推進課関係です。

歳入の減額については、令和6年度新型コロナワクチン接種が当初65歳人口の60%が接種する見込みでしたが、現在、新型コロナワクチン接種の実績として10%にとどまっているということによって減額ということでした。

こども家庭センター関係です。

母子生活支援施設入所措置費負担金の大学受験費用の内容については、大学受験に必要な費用の支援で、上限額が15万8,000円となっていて、施設に入所していることや貧困を理由に大学進学を諦めることがないようにこのような支援があり、対象者1人分の増額補正となるという答弁です。

長寿支援課関係です。

物価高騰対策補助金は、施設で自由に使えるお金なのかという質問に対して、食材や光熱水費のみの使用ですという答えです。

続いて、議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算についてです。

教育総務課関係です。

中学校の再編、統合校舎選定委員会委員の選定等については、令和7年度において委員を選定し委員会を立ち上げ、実際に協議が始まり、学校環境適正化基本計画の計画期間を令和15年度までとなっていますが、児童数の減少幅が非常に大きいものになっていることなどを踏まえ、最新の予測データ等参考にしながら綿密な検討を重ね、進めていかななくてはならない。また、住民に説明する機会がどの段階になるかということは、今の時点でははっきり言えませんが、ある程度案が整った段階で説明する運びになるかと思うという答弁です。

学校教育課関係です。

現在の部活動指導員5名については、仁賀保中学校サッカー部、男子バスケットボール部、金浦中学校柔道部、象潟中学校女子テニス部、サッカー部の5名ということです。

文化財保護課関係です。

伝統芸能継承推進事業費71万円については、象潟小学校に郷土演芸クラブがあり、令和元年から毎年横岡番楽と小滝番楽が1年交替で年10回、太鼓や舞を教えています。また、高校での番楽学習という授業もあり、今年は釜ヶ台番楽の方が講演してくれました。そのようなことを同様に来年度も計画しているということです。

続いて、フェライト子ども科学館関係です。

単独扶助費50万円については、にかほ市で開催している「WRO 秋田県中央地区予選会」実行委員会への補助金で、予選会については53人、18チームの参加となっています。今後、科学館では参加者を増やすために、大会で使用しているロボットやふだん触れることのできない中高生や小学生にロボットクラブと称して、ロボット制作やプログラミングができる場を提供していきたいと考えているという答弁です。

続いて、白瀬南極探検隊記念館関係です。

収蔵資料デジタルアーカイブ化委託事業218万円については、令和6年度は市内4館で進めてきましたが、今後は年度ごとに各館で行う計画で、令和7年度は白瀬記念館が実施します。一気にやるには事業費が嵩むので、年度ごとに行う計画としているという答弁です。

次に、仁賀保勤労青少年ホーム関係です。

展示室リニューアル業務委託750万円の委託方法については、これまでの展示室などのリニューアルや改修の実績を踏まえての指名競争入札での実施となるという答弁です。

図書館「こびあ」関係では、「こびあ」の年間利用者についての質問に対して、約1万8,000の方が利用されていて、昨年度エレベーターを新設したことなどから利用者は増加しているという答弁です。

仁賀保・金浦・象潟公民館関係です。

それぞれの公民館活動については、経常的経費となっている。象潟公会堂の利用に関しての質問では、月平均4件程度で年間約50件の利用があるという答弁です。

福祉課関係です。

個別避難計画作成業務委託について、個別避難計画を誰が支援するかをあらかじめ明記する形をとっています。基本的には同居家族がいれば同居家族、いなければ近所の方や近くに住んでいる家族、そういった繋がりのない方は自治会や民生委員などに可能な範囲でお願いしたいということで自治会をお願いしているということです。

計画は、コロナ禍ということもあり一時停滞していましたが、災害はいつ来るか分かりませんので、早めに協力できる自治会を優先に、令和7年度までにある程度の方を完了させたいと思っているという答弁でした。

次に健康推進課関係になります。

由利看護学校運営補助金169万4,000円については、令和6年度までの補助金70万円を基本額とし、

入学者減少分として99万4,000円を加算していますが、補助金の増額だけでは入学者数の改善につながるものでもありませんので、補助金の増額と同時に経営改善も併せて学校側と協議したいと考えていますという答弁です。

市民課関係です。

人権啓発活動地方委託金6万1,000円の「人権の花運動」は、主に小学校を毎年持ち回りして行っており、花を植えるだけでなく、一般の方にも見てもらえるように、看板を立てるなどして学校を訪れた方にも「人権の花」を通して人権思想を理解してもらうような啓発活動ですという答弁です。

生活環境課関係です。

防犯灯修繕費872万9,000円については、LEDへの交換工事で、令和7年度については仁賀保地区、象潟地区で取り替え工事を行う予定ということです。

こども家庭センター関係です。

病児保育事業のうち施設運営に関わる看護師や保育士の派遣委託料483万7,000円で、補助率は国・県3分の1ですが、受け入れについての質問については、全てを受け入れることはできません。園や学校の登園・登校基準を参考に、受け入れできない病名をリスト化し、ホームページに掲載して、登園・登校できない期間が経過してから受け入れるという答弁です。

長寿支援課関係です。

ほかほか入浴事業補助金、家庭介護援助金について、金額を減額したことについて、対象者や利用者への周知についてはどのように図っていくのかという質問に対しては、市広報や対象施設への貼り紙で周知を図り、家族介護援助金については、現在利用している方へ個別に文書で通知しますということでした。

また、ほかほか入浴事業を月1回にした理由としては、市全体で取り組む公共施設管理計画や補助金等適正化の中で各事業の検討を進めています。県内他市と比較しても同様以上の事業内容となっていますし、施設の老朽化や燃料高騰によりランニングコストも増加傾向となっており、入浴施設の維持管理も含め、市民のご理解をいただきたいという答弁でした。

最後に、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、教育総務課関係です。

平沢小学校環境整備事業費290万円については、雨漏りの主な原因と対応についての質問については、はっきりとした原因はつかみきれない状況で、屋上全体をアスファルト防水からシート防水に改修することによって雨漏りを防止するものだという回答でした。

以上で教育民生小委員会の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（２番齋藤光春君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤光春君） 本３月定例議会におきまして、産業建設小委員会の方に付託されました議案第32号、議案第35号、議案第42号についての審査の結果をお知らせいたします。

議案第32号令和６年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）については、全員賛成により可決です。

議案第35号令和７年度にかほ市一般会計予算については、賛成多数により可決です。

議案第42号令和７年度にかほ市一般会計補正予算（第１号）については、全員賛成により可決であります。

議案第32号、議案第35号、議案第42号についての討議の詳細を、かいつまんでお知らせいたします。

初めに、議案第32号についてであります。

こちらの方は補正でありまして、各課所とも決算額確定、または事業の繰り越し等による減額による補正でありました。

では、主な質疑、答弁の方の詳細をお知らせしたいと思います。

農林水産関係であります。

こちらの方は、ほ場整備関係に関する国の補正予算の追加により、市負担金の減額があるということの説明をいただきました。

また、海岸漂着物の除去についての質問がありましたが、こちらは国や県の事業として、できない箇所は市の方で行っているとのことで、可能な限り今後に対応を考えていきたいというような答弁がございました。

建設課関連であります。

象潟前川線の無電柱化事業と象潟大竹線道路整備事業の進行状況についての質問がありました。こちらの方は、象潟大竹線の整備事業においては軟弱地盤が出たために、事業の遅れが生じていると。こちらの方の建設関係の方は、主にこのような事業の予算の補正ということになっております。

それから、商工観光関連では、移住支援等に関する質問がありましたが、移住者に関して令和７年１月末時点では21世帯43人の移住者があったということが報告されております。今後、移住に関しては当局の方でいろいろ施策をもたらして検討していくというような返答がございました。

また、アウトドア拠点施設センターの方のテナント料436万8,000円の歳入に関しては、観光振興基金への積み立てを考えて入れているということであります。

スポーツ振興課に関して、各種大会開催の際は極力市内施設に宿泊するように協議して、各競技団体に対しても働き掛けてもらいたいというような意見がございました。

議案第35号令和７年度にかほ市一般会計予算についてであります。

こちらは先ほど申しましたように、賛成多数により可決です。

農林水産課関係であります。

例年どおりの義務的な整備に加えまして、先ほどありました象潟前川ほ場整備、それから営農支援等の説明がございました。また、有害鳥獣対策に関する予算として、狩猟免許等の新規取得支援

補助について令和6年度はどれくらいあるのかということでしたが、こちらの方には2名、それから有害鳥獣捕獲数はどれくらいかという質問に対しては、有害捕獲でイノシシが3頭、ニホンジカが2頭、狩猟としてはイノシシ26頭から27頭があったという報告がございました。

建設課関連では、義務的な整備に加えまして大きな事業としては、白幡森エリアの道路整備工事が3億7,776万8,000円で行われていくということでありまして、こちらの方はまた住宅整備等も含めたことで進められるという話でありました。

続きまして、商工観光部関連では、こちらの方は、いずれ企業誘致やそれから移住・定住への向けた検討を行う事業を進めていくということでありましたが、企業誘致状況について様々な機会にアプローチを行っているけどどうなのかという質問に対しましては、7月のセミナーでアプローチした企業において、はっきりした成果はまだ出ていないということであります。

それから、大きな事業でにかほ市グリーンフィールド整備について、いろいろ質問がありましたが、整備について効率的・効果的な整備を要求するということと、需要に関する意見交換がありましたので、今後、使い方についての検討をしてもらいたいということであります。

それから、小砂川海水浴場の事故防止についての意見交換がございました。こちらの方は、期間中だけの監視員はいるけれども、その他は監視員等がないということなので、市の方の責任というよりは個人の自己責任になるということであります。ただ、今後、そういうことも危険な場合もあるので、どのような形で危険防止をしたらいいかということを検討していきたいというような話もありました。

それから、金浦B&G海洋センターであります。

こちらの方、今新たな施設が11月に完成の予定で進められるという話がありましたが、運営に関してはどうなのかということに関しましては、運営はモンベルとは直接的な関係はないというような返答がございました。

それから、金浦サービスセンター関連であります。

会計年度任用職員の勤務数や報酬や他の部課所では例年どおりなのに、こちらの本委員会の中ですけれども、なぜ金浦サービスセンターだけが勤務日数が減らされているのかという、また、それに伴う報酬も減額になっているのかという質問に対して当局の方からは、総務課より会計年度任用職員について減額できないか相談があり、勤務日数を週1日減らし減額した。業務低下にならないように、公園班や建設の作業班と協力して作業を進めるというような回答がございました。

また、ここでありました採決の際であります。金浦サービスセンターの予算説明での会計年度任用職員の報酬予算が減額になっていることに対して、国の方でも会計年度任用職員の待遇改善を進言している中、継続採用するのが勤務日数を減らすことは報酬も減ることになるので待遇改善にはならないのではないかという反対討論がございました。

続きまして、議案第42号であります。令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。これには全員賛成で可決であります。

主なものとしましては、農林水産関係で、燃料高騰支援として漁業経営セーフティーネット構築事業へ加盟している底引き網漁8件へ30万円ずつ、底引き網漁以外11件へ10万円をそれぞれ、未加

入者140件ほどありますが、こちらの方には5万円ほどの支給をするというお話がありました。

商工政策課についてであります。燃料高騰に対する支援として、運輸業者に関連してですが、普通貨物自動車75台分、1台当たり1万5,000円、軽貨物自動車には10台分、1台当たり4,000円、それから倉庫等の業者に関しましては、1㎡当たり60円を支給することで進めていると。

最後になりますが、プレミアム商品券の事業として、今後、紙のプレミアム商品券に関しましては、20%増しの発券を行うと。また、これからデジタル化に伴いまして、スマホ等にアプリを入れてデジタル商品を購入する場合は30%増しを考えて計画を進めるというような説明がございました。

以上で産業建設小委員会の方に委託されました詳細を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第32号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第32号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第35号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 賛成多数です。したがって、議案第35号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第42号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第42号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時54分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委 員 長

午前11時05分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてから日程第25、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての議案25件及び日程第26、請願第1号黒瀬川（俗称）の水路復旧と維持管理についての請願及び日程第27、陳情第5号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める陳情書までの請願1件、並びに陳情1件の計27件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務常任委員長。

【総務常任委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木孝二君） 去る3月10日、当委員会に付託となりました事件について、全ての審査が終了しましたのでご報告いたします。

議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第19号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号にかほ市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について、議案第21号にかほ市職員の育児休業等に関する条例及びにかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第23号にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第31号にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の変更について、議案7件は全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

初めに、議案第18号では特に質疑はございませんでした。

議案第19号に関しては、条項ずれのため、改正で特に質疑はございませんでした。

議案第20号につきましては、委員より、どのような手続が想定されるのか、マイナンバーカードを他人に不正利用されることはないか、また、金銭を伴う手続の際に不安要素がないのかとの質疑がございました。

当局側からは、現在、市役所で多い手続の利便性の向上を目的として、例えば施設の利用申請、上下水道の開始届などが想定しているとし、マイナンバーカードを利用するに当たってのセキュリティについては、顔認証や暗証番号を用いての確認を行うことでセキュリティは担保され则认为しているとのことでした。

金銭に係る懸念については、オンラインでの納付が可能とはしているが、にかほ市ではすぐに対応できる状況ではなく、今後、システムの整備を進めてからになるとの説明でした。

また、他の委員からの、周知はどのように行うのかとの質疑に対しては、実際にオンライン化により手続ができるようになった際には、ホームページやLINE等で周知していきたいとの答弁でございます。

議案第21号につきましては、委員より、会計年度任用職員もこの改正に含まれるのかとの質疑があり、会計年度任用職員も含まれるとの回答でございます。

議案第22号は、特に質疑はございませんでした。

議案第23号では、現状のにかほ市の旅費に関する条例の内容変更に関わらないという解釈でいいのかとの委員からの質疑に対して、引用規定の改正であり、条例の内容については現状のままであるとの説明です。

議案第31号についてです。

当議案は、昨年5月の臨時会において契約議決した契約金額1億9,976万円を3,905万円増の2億3,881万円に契約の金額を変更するものであります。

委員からの質疑では、増額分の負担をどちら側が負うのか、入札前の地質調査において予見できなかったのか等の質問がございました。

それに対しまして当局側からは、入札時に地質データから山砂の置き換えにより、軟弱地盤対策を計画しておりましたが、契約後に受注者が詳細設計を行う中で通常の置き換え工法では隣接する建物に引き込み沈下の影響が出ることが分かり、当初予定していた土の置き換えは減額し、代替工法としてセメント系の改良材を軟弱土に強制的に攪拌混合するパワーブレンダー工法を採用することとしました。この工法は、当初要求水準に示していたものではないため、市の負担部分となることでした。

また、工期については、変更なく10月31日までとしており、安全には十分に配慮し、進めていきたいとの答弁でございました。

陳情第3号は継続審査となりました。

以上で報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤進君） それでは、教育民生常任委員会審査報告書。

令和7年3月10日付託の下記事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

議案第24号にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第25号にかほ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について、議案第26号にかほ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例制定について、議案第27号にかほ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について、議案第28号にかほ市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第33号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第36号令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第37号令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第38号令和7年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第39号令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算についての以上の10議案について、全て全員の賛成により可決と決しております。

各議案について審査内容を報告いたします。

初めに、議案第24号にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、長寿支援課関係になります。

居宅サービスを受けている人員については、令和6年3月末を基準として958人が受給しており、介護を要する人の68.6%に当たるという答弁でした。

次に、議案第25号にかほ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定については、同じく長寿支援課関係になります。

令和6年3月末を基準として要支援1・2に該当される方は256名で、事業所には管理者等を含め1名以上置くことが定められているという答弁です。

次に、議案第26号にかほ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、これも長寿支援課関係ですけども、特に質問はありませんでした。

次に、議案第27号、これについても長寿支援課関係ですけども、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第28号、これについても長寿支援課関係になりますけども、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号、これについては市民課関係ですけども、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について。

この議案についての税務課関係については、特に質疑はありませんでした。

市民課関係については、令和8年度以降の保険料については、令和7年度は県に納める納付金は9,000万円程度減じた額を提示されましたが、令和8年度以降は後期高齢者支援金分、それから介護納付分の増額と1人当たりの医療費が増額傾向にあることから増額が見込まれるということ。そして、それに対するにかほ市の税率も考慮しなくてはいけなくなると考えているという答弁でした。

次に、議案第37号令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、小出診療所関係になりますが、診療所の利用状況については、院内診療所に通院していた患者さんと上坂地区、下坂地区からコミュニティバスを利用して定期的に通院されているということ。また、地域医療実習生については、令和7年度に5人受け入れ、これまで臨床研修医41名、学生36名を受け入れていて、そのうち総合診療医になった方が3名で、2名は県外、1名は大学病院にいるという答弁でした。

次に、議案第38号令和7年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてですが、税務課関係

については特に質疑はありませんでした。

市民課関係については、後期高齢者医療負担割合について、1割、2割、3割負担があり、1割負担が4,072人、2割負担が770人、3割負担が309人となっており、それぞれの方の収入及び世帯の収入によって区別されているという答弁です。

最後に、議案第39号令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算についてですが、長寿支援課関係になります。

広域で継続した場合とにかほ市で新たに実施した場合の分担金の比較についてでは、令和6年度の広域への介護事務負担金は約3,179万円なのに対し、令和7年度の事務費は1億284万円となっており、割合は大きくなっているという答弁でした。

以上で、教育民生常任委員会の委員会審査の報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（2番齋藤光春君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤光春君） 令和7年3月定例会産業建設常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告いたします。

付託されました事件は、議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案第40号、議案第41号、請願第1号、陳情第5号であります。

最初に、議案第29号から議案第41号までの審査の結果を申し上げます。

議案第29号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。全員賛成により可決です。

議案第30号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。こちらも全員賛成により可決です。

続きまして、議案第34号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。こちらも全員賛成により可決です。

続きまして、議案第40号令和7年度にかほ市水道事業会計予算についてであります。こちらも全員賛成により可決です。

続いて、議案第41号令和7年度にかほ市下水道事業会計予算についてであります。こちらも全員賛成により可決です。

請願第1号黒瀬川（俗称）の水路復旧と維持管理についての請願であります。こちらは全員賛成により採択です。

最後に陳情第5号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、こちらも全員の賛成により採択であります。

それでは、詳細について申し上げます。

議案第29号についてであります。

こちらの方は、本市の施設の統合利用計画における公共施設の面積30%削減するという計画により、市民の利用や稼働率が著しく低下し、施設の老朽化が著しく、自治会等に譲渡できない状態にあるものを削除していくということでありますので、今回上げられました上郷生活改善センターと象潟構造改善センターは用途廃止し、それぞれ令和7年度と令和8年度に解体することで計画を進めたいという説明がありました。それに対しまして、まだ補修しながら使えるのではないかなという意見もございましたが、いずれ改修には多大な経費がかかるということで、このような計画で進めたいということであります。

次に、議案第30号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。こちらの改正理由は、第6条の入居条件の拡大を図るということと、それから、第7条の国交省の通知に基づくDV被害者の居住の安定を図るという意味で改正したいというような説明がございました。

議案第34号についてであります。

内容の方は、こちらの方で国庫補助金が減額されたことにより、象潟地区のマンホールの蓋の更新工事ができなく、令和7年度の実施するというところによる減額だということでありますが、これについてどれくらいの年数で更新を図るのかという質問がございました。これについては、市内の公共下水道で大体約4,000基があるということで、順次更新していくということであります。

続きまして、埼玉で起きました陥没事故に関するところで、そういうマンホール等の検査は大丈夫なのかということが質問されましたが、こちらの方は年度計画で幹線の管に関しましては常時チェックしていくということであります。ただ、小さいところに関しましては、大体幹線の方は5年に1回くらいの頻度でチェックしますが、あとは101か所、そのような点検箇所がありますが、カメラ等でいろいろ検査し、目視で点検していくというようなことを考えられておりました。

それから、議案第40号であります。

こちらの方の予算に関しましては、令和6年度と比べて純利益が減少しているのはなぜかという質問に対して、災害復旧事業や施設等の修繕費が増加しているために純利益の方が減少に至っていると。今後も、またそのようなことが起きれば、改善や、それから修繕ということになると純利益が減っていくというようなことも考えられるという回答がございました。

議案第41号については、今後の財政見通しについての質問に対して、各浄化槽等の機器更新や維持管理費が増えていって、減少の見通しが考えられると。歳入額がそういうようなことの修繕費等で増えることになり、今後、料金の改正も考えていくことも必要になってくるのではないかなという回答がございました。

請願第1号黒瀬川（俗称）の水路復旧と維持管理についての請願であります。

こちらは最初に建設課の方にこの要望がございましたので、ただ、これに関する建設課の意見としては、河川ではなくて堰であると。今まで、それから土地改良からも脱会しておいて、自主管理しているということなので、市の方の対象にはならないということでありますが、その後、請願

書が出ておりまして、こちらの方では黒瀬川の被災当時の状況にあり、自治会単独では手がつけられない状態ですと。現状のままでは、今後の耕作への不安も払拭できない状況にあるので、請願事項としては、黒瀬川ののり面の整備、堆積した土砂の退去と、今後の維持管理について、市の方の支援協力をお願いしたいというような請願になっておりますので、市の方とよく協議していただきたいということで、こちらの方は採択いたしております。

最後ですが、陳情第5号のことです。

こちらの方は、いずれ最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書ということで提案説明書は皆さんのところに配付されていると思います。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。意見書であります。——失礼いたしました。——これに関しましては、全員賛成による採択いたしております。

以上、説明を終わります。

●議長（宮崎信一君）　これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君）　質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君）　令和7年3月10日、一般会計予算特別委員会に付託されました、議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について及び議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算について並びに議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての3件の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第32号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第35号は、賛成多数により可決と決しております。

議案第42号は、全員の賛成により可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君）　これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君）　質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認める時は、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、そのように議事を進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認める時は朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、ご了承願います。

議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてから議案第23号にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの6件を一括議題といたします。

各議案の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第18号から第23号の討論を終わります。

これから第18号から第23号の6件を採決します。

総務常任委員長の報告は、いずれも原案を可決としております。

お諮りします。各議案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第23号までの6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号にかほ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてから議案第28号にかほ市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてまでの5件を一括議題といたします。

各議案の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第24号から第28号の討論を終わります。

これから第24号から第28号の5件を採決します。

教育民生常任委員長の報告は、いずれも原案を可決としております。

お諮りします。各議案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第28号の5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について及び議案第30号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題といたします。

各議案の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第29号及び第30号の討論を終わります。

これから第29号及び第30号の2件を採決します。

産業建設常任委員長の報告は、いずれも原案を可決としております。

お諮りします。各議案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号にかほ市若者支援住宅敷地造成事業契約の変更についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第31号の討論を終わります。

これから第31号を採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで第32号の討論を終わります。

これから第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する一般会計予算特別委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第33号の討論を終わります。

これから第33号を採決します。本案に対する教育民生常任委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第34号の討論を終わります。

これから第34号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和7年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで第35号の討論を終わります。

これから第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する一般会計予算特別委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてから議案第39号令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計予算についてまでの4件を一括議題といたします。

各議案の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第36号から第39号の討論を終わります。

これから第36号から第39号の4件を採決します。

教育民生常任委員長の報告は、いずれも原案を可決としております。

お諮りします。各議案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第39号の4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和7年度にかほ市水道事業会計予算について及び議案第41号令和7年度にかほ市下水道事業会計予算についての2件を一括議題といたします。

各議案の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで第40号及び第41号の討論を終わります。

これから第40号及び第41号の2件を採決します。

産業建設常任委員長の報告は、いずれも原案を可決としております。

お諮りします。各議案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで第42号の討論を終わります。

これから第42号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する一般会計予算特別委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号黒瀬川（俗称）の水路復旧と維持管理についての請願の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する産業建設委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第28、継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、委員会においての審査中の陳情第3号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、陳情第3号については、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29、議提第1号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書及び日程第30、議提第2号にかほ市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

なお、議提第2号は、申し合わせにより質疑、討論を省略いたします。

初めに、議提第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） それでは、産業建設委員会の方に付託されました陳情第5号についてであります。最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提案説明書であります。

議提第1号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、皆さんにお配りしたとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年3月19日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議會議員 齋藤光春。

賛成者、にかほ市議會議員 齋藤雄史、同じく佐々木平嗣、同じく佐々木春男、同じく伊藤竹文でございます。

内容といたしましては、近年続いている物価高騰が市民生活を圧迫し、また、中小企業、小規模事業所は厳しい経営環境にあり、地域経済を疲弊させております。特に最低賃金の近傍で働く労働者の生活への影響は深刻であり、労働者の暮らしを守り、経済の好循環を作るには、消費購買力を高める必要があるものの、現在の秋田県の最低賃金は時給951円で、最も高い東京の1,163円と比較して大きな開きがございます。

以上のことから、国に対して最低賃金の全国一律制度の実現と引き上げ、中小企業、小規模事業所への具体的な支援を拡充、強化の早期実現を強く求めるものでございます。

説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから議提第1号についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

次に、議提第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） それでは、議提第2号にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年3月19日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員 佐々木平嗣、同じく齋藤光春、同じく齋藤進、同じく佐々木孝二、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春でございます。

資料は、新旧対照表をご覧ください。

本条例の一部改正の提案内容は、主に3点でございます。

1点目は、懲役及び禁固を廃止し、これらに変えて新たに拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律等が令和7年6月1日から施行されることに伴う罰則規定に関する改正でございます。

改正箇所は、第53条、第54条及び第55条の緑色の部分でございます。

2点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、条例で引用している箇所について条ずれが生じることにより改正を行うものでございます。

改正箇所は、第2条第10号及び第12条第5項の表中、右欄の赤色の部分でございます。

3点目は、今回の1点目、2点目の改正の機会にあわせまして条文の所要の規定整備を黄色の部分について行うものでございます。

条例案の趣旨、内容等につきましては、これまでに議会運営委員会、全員協議会の場合などでの報告、質問などを受けてきておりますので、皆様のご理解をいただいているものと思います。よろしくお願いいたします。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから、議提第1号及び議提第2号の2件について、討論、採決を行います。

初めに、議提第1号最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。

お諮りします。議提第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号にかほ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。議提第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

午前11時56分 閉 会
